

平成25年10月17日

厚生労働省保険局

医療課、保険課、国保課、高齢医療課

全国健康保険協会

御中

協同組合日本接骨師

会長 登山 勲



### 柔道整復師の施術にかゝる受診妨害防止の要望

#### 要望の趣旨

平成24年3月12日「保医発0312第1号・保保発0312第1号・保国発0312第1号・保高発0312第1号」通知（以下「通知」という。）による当初予期しなかった受診妨害問題の回避について、「平成25年3月19日事務連絡」以後の頻発に対し、当会報告（17都道府県報告）に見る妨害問題回避に平成25年9月26日懇談に見る一層の妨害防止の周知徹底を賜うようお願い申し上げます。

また、保険者の統計資料整備による審査会体制確立をお願い申し上げます。

#### 要望の理由

不正保険取り扱い防止対策の大事と、しかし、手段を選ばずの失当も言をまたずです。「通知」以後、当初予想していない患者の医療選択妨害問題勃発で先日提出資料例です。なお、他方では、不正保険者取り扱い判明にもかかわらずこれを放置しての不正発見のための照会は、もともと不正者措置など構わぬで、要は、受診妨害目的を表すもので厳禁です。受診妨害で「通知」の乱用の失当の回避で平成25年3月19日事務連絡の周知徹底の大事です。安全・簡便・低額の選択の国民の願いです。

改めて、この度、当会要望に対する一部の理解保険者による受診妨害惹起照会取り止めは格別、相変わらず通知を誤用乱用し金科玉条とし、妨害注意無視で、この注意に「通達」と「通知」の混同で「行政指導」を無視する注意で国責任転嫁者に受診妨害注意の大事でこのことについてお願い申し上げます。

また、保険者の統計資料整備による審査会体制確立をお願い申し上げます。